

# 過疎地域等での自家用自動車の活用拡大

- 過疎地域等における訪日外国人をはじめとする観光客を中心とした運送需要に対応するため、現行の自家用有償旅客運送制度を拡充し、主として観光客を運送する新たな制度を創設する。  
本制度の実施等を国家戦略特別区域会議において迅速に決定できるようにする。

## 制度の現状

- 運送する旅客範囲は、主として地域住民。
- 実施に当たり、地域の関係者(※)からなる運営協議会等において合意を得なければならない。  
(※)市町村、運送事業者又は運送事業者団体、地域住民等

## 見直し後

- 現行の自家用有償旅客運送制度を拡充し、**主として観光客を運送**するための新たな制度を特区限定で創設する。
- 関係者が、あらかじめ、持続可能な地域公共交通網の形成や、輸送の安全と旅客の利便の確保を図る観点から、相互の連携について協議した上で、**区域会議が運送区域等を迅速に決定**できるようにする。

	自家用有償運送 (道路運送法)	自家用自動車の活用拡大 (国家戦略特区法)	タクシー事業 (道路運送法)
事業内容	自家用自動車による 旅客運送(登録制)	同左	事業用自動車による 旅客運送(許可制)
主な運送対象	地域住民	<b>訪日外国人をはじめとする観光客</b>	全ての旅客
運送主体	市町村、非営利団体	同左	運送事業者
安全要件	運 転 者: 第二種運転免許 又は大臣認定講習等 車 両: 車検期間は2年 (初回は3年) 運行管理: 責任者の選任	同左	運転者: 第二種運転免許 車 両: 車検期間は1年 運行管理: 国家資格 役 員: 法令試験
実施手続	○地域関係者による合意 ・市町村、運送事業者又は 運送事業者団体、地域住民 等(地域公共交通会議又は 運営協議会)	○ <b>区域会議</b> による計画策定 ・国家戦略特区担当大臣、地方公共団 体の長、事業実施予定者 等 ・計画策定にあたり市町村、事業実施 予定者、運送事業者が別途事前協議 ○ <b>国土交通大臣</b> の同意 ○ <b>内閣総理大臣</b> による認定	

## 効果

- ・過疎地域等における訪日外国人をはじめとする観光客の運送需要に対応
- ・観光客のみならず、地域住民の移動手段を確保